情報銀行ビジネス

一信託、データポータビリティ、銀行法、個人情報保護法との関連一

共立女子大学ビジネス学部教授 小 川 宏 幸

- 目 次 -

- 1. 情報銀行の意義と現状
- 2. 情報銀行を巡る従前の議論
- 3. 銀行法改正
- 4. 課 題
 - (1) 無関心
 - (2) 不 便
- 1. 情報銀行の意義と現状

東京大学空間情報科学研究センターの柴崎 亮介教授によれば、「企業には個人情報開示 義務があるため、個人はデータ開示を求めれ ば自身の情報を得られますが、各自でデータ 処理をするのは現実的には困難です。そこで、 信託銀行が情報銀行を始めるのは歴史的価値 がある」という⁽¹⁾。また、情報銀行を信託業 として営むことは現状困難であるが、かつて 信託銀行が貸付信託を通じてわが国経済にお ける金銭の流れを変えたように、信託銀行が 情報の流れを変えることは可能であるという 主張もある⁽²⁾。

ここに「情報銀行」とは、「個人とのデータ活用に関する契約等に基づき、PDS等のシステムを活用して個人のデータを管理するとともに、個人の指示またはあらかじめ指定した条件に基づき個人に代わり妥当性を判断

- (3) 硬 直
- 5. 改善策
 - (1) 信託法理
 - (2) データポータビリティ
 - (3) 実質的代替性
- 6. 今後の展望

のうえ、データを第三者(他の事業者)に提 供する事業 | であり、「PDS (Personal Data Store) | とは、「他者保有データの集約を含 め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄 積・管理するための仕組み(システム)であ って、第三者への提供に係る制御機能(移管 を含む)を有するもの」とそれぞれ定義でき る(3)。情報銀行は、「実効的な本人関与(コ ントローラビリティ)を高めて、パーソナル データの流涌と活用を促進するという目的の 下、本人が、個人情報の第三者提供を本人が 同意した一定の範囲において、信頼できる主 体に委任するというもの」である(4)。情報銀 行は、銀行法上の銀行とは異なるが、利用者 からデータを預かって当該利用者へ便益が還 元されるシステムになっているために、金銭 の預託によって利息が還元される銀行に例え てそう呼ばれている⁽⁵⁾。情報銀行が個人に対 して PDS を利用させて、そこに蓄積された データを情報銀行が委任契約に基づき第三者 へ提供するというビジネスモデルが多数派と なるであろうと考えられていた⁽⁶⁾。

このような情報銀行ビジネスについては、近時、「日本社会には早すぎた 『情報銀行』の大誤算 始まりは官製ビジネス、だが笛吹けど踊らず。」との見出しの下、情報銀行ビジネスが低調に推移している現状が報じられている(*)。すなわち、2018年10月の時点では、総務省と日本 IT 団体連盟による情報銀行認定制度の説明会へ、約200社400人超の参加者が集うほどの熱気に包まれていたが、約5年が経過した現在では、「認定は4社、うち実際に事業を続けるのは2社にとどまる」という非常に寂しい状況が紹介されている(*)。

そこで、本稿においては、まず情報銀行に関するそもそもの始まりの議論にまで遡って、これまでの推移と経緯を詳細に辿り、情報銀行ビジネスが不振に至った原因を探る。次に、こうして明らかになった原因を踏まえつつ、情報銀行ビジネス改善のための施策の検討を行っていくこととする。

2. 情報銀行を巡る従前の議論

2016年に施行された官民データ活用推進基 本法12条においては、「国は、個人に関する 官民データの円滑な流通を促進するため、事 業者の競争上の地位その他正当な利益の保護 に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官 民データを当該個人の関与の下で適正に活用 することができるようにするための基盤の整 備その他の必要な措置を講ずる | ことが謳わ れていた。2017年7月に公表された総務省情 報通信審議会「IoT/ビッグデータ時代に向 けた新たな情報通信政策の在り方 | 第四次中 間答申⁽⁹⁾においては、「一定の要件を満たし た者を社会的に認知するため、民間の団体等 によるルールの下、任意の認定制度が実施さ れることが望ましい」とされ⁽¹⁰⁾、この答申 を受けて2018年6月に、総務省と経済産業省 により開催された「情報信託機能の認定スキ ームの在り方に関する検討会」が「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」⁽¹¹⁾を取りまとめ、さらに2019年10月に「情報信託機能の認定に係る指針 ver2.0」⁽¹²⁾として改定した。認定指針は、情報銀行に関して、民間の団体等による任意の認定の仕組みを有効に機能させるべく、認定基準、モデル約款の記載事項、認定スキームを提示しているものである⁽¹³⁾。情報銀行の認定とは、認定指針を踏まえて日本IT 団体連盟が策定した、国際水準のプライバシー保護対策や情報セキュリティ対策等に関する認定基準に適合していることを示すものである⁽¹⁴⁾。

3. 銀行法改正

こうした情報銀行ビジネスを銀行が展開するにあたって、法的な環境整備も実施された。すなわち、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が2019年5月31日成立し(6月7日に公布)、同法において、銀行の付随業務に関する銀行法上の規定の改正がなされ⁽¹⁵⁾、顧客から取得した情報を第三者へ提供する業務が新たな例示付随業務として追加された(銀行法10条)。この改正の趣旨は、情報の利活用に関する一連の業務を銀行本体で営むことを可能とする点にある⁽¹⁶⁾。

金融機関の業務への「保有情報の第三者提供業務」の追加については、銀行の業務範囲規制・他業禁止の趣旨(他業リスクの排除、利益相反取引の防止、優越的地位の濫用の防止)を踏まえて⁽¹⁷⁾、銀行業と関係のある範囲に限定して認めることとされ、銀行業との関係を何ら見出すことのできない保有情報の第三者提供業務(例えば、音楽・娯楽動画の配信サイトの運営)は認められないことになる⁽¹⁸⁾。そもそも銀行の付随業務は、「①質的に固有業務との関連性または親近性があること、②分量において固有業務に対して従たる

程度を超えないことが必要である」ところ、今回の銀行法改正にあたっては、付随業務として「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であって、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」が加えられたものであり(改正銀行法10条2項20号)(19)、ここに「『銀行業の高度化』とは、例えば、銀行業の効率性・収益性の改善や、銀行業に係るリスク管理の高度化を、『利用者の利便の向上』とは、例えば、利用者の経済活動の質が向上することを」、それぞれ意味している(20)。

一般的には、情報・データの利活用は、(情 報の)取得、保管・分析、業務への活用とい った一連のプロセスが、有機的に連鎖してい ると考えられるため、金融機関本体が、(自 身の業務に加え) 第三者の業務への活用のた めに情報の取得、保管・分析を行うことが可 能となると、当該金融機関本体が情報・デー タの利活用を行うインセンティブが増し、そ の結果として自身の業務への活用も一層促 進されるであろうと期待する見方もある(21)。 しかし、この見方は、前掲した情報銀行ビジ ネスの現状を鑑みれば、非常に楽観的に過ぎ るように思われる。業務として「許容された」 (可能になった) ということと、実際に銀行 本体にそのために必要とされる「能力が備わ っている」こととは全く別問題であろう。

また、保有情報の第三者提供業務においては、個人情報の第三者提供が行われることが典型例として想定されるところ、銀行が保有している顧客情報を匿名加工情報に加工したうえで第三者へ提供することも考えられるであろうが、いずれにしても、個人が情報銀行へ自身のデータを提供する場合に抵抗感を抱くことを考慮すれば、銀行の場合には、顧客の銀行に対する信頼感があることによって、銀行以外の主体が情報銀行ビジネスを展開する場合よりも、優位に立つことができると考

えられるという見方もある⁽²²⁾。しかしながら、この点も、第三者の漏洩リスクを回避すべく、顧客から銀行へ提供されたデータを第三者へは開示せず、与えられた指示やアルゴリズムに従ってデータを処理した結果だけを第三者へ渡すというスキームを採用する場合には、そのためのシステムを作り上げる高度な技術力が要求されることになり、銀行よりも大手IT企業や通信キャリアに軍配が上がる可能性が高いであろう⁽²³⁾。

4. 課題

(1) 無関心

こうして、情報銀行に関する政府議論や法 改正を丁寧になぞってくると、あくまで情報 を収集・保管し第三者へ提供する主体である 情報銀行本体に議論の中心があり、そもそ も情報の提供主体とされる個人の視点の欠 落(24)、そして、個人において情報銀行への ニーズが果たして存在しているかどうか真剣 に検討がなされなかった点に気づかされよ う。個人にとっては、自己の個人情報が悪用 されることを忌避する傾向、すなわち個人情 報の不正利用によって損害を被りたくない という抵抗感や消極的な姿勢はあっても(25)、 個人情報を利活用することによって利益を享 受したいという積極的な需要は無い、あるい は非常に少ない⁽²⁶⁾ことが、現在、情報銀行 ビジネスが低調であることの一因であると言 えよう。

(2) 不 便

さらに、(非常に少ないかもしれないが) 需要があると仮定したとしても、いざ利活用 しようとすると不便である、この点も情報銀 行ビジネスが上手く行かない一因と考えられ よう。すわなち、前出の週刊東洋経済の記事 においては、(入手した情報の使い道が分か らない)企業が大多数のためデータ需要が伸 び悩み、個人が情報を提供するメリットが薄 くなった結果、情報銀行ビジネスには人も企業も集まらないという悪循環が指摘されているが、同時に、「情報を個人で引き出し、移動させる『データポータビリティ権』が日本では法的に確立されていない」という別所直哉・日本IT団体連盟理事の声も伝えており、情報の利活用を図る際に非常に有益となるデータポータビリティ権に関する制度の未整備も、情報銀行ビジネスの不振の一因と考えられよう。

(3) 硬 直

情報銀行と銀行法、個人情報保護法との関 係を検討すると、民事信託(家族信託)と成 年後見制度との関係が想起される。すなわち、 高齢者の資産を適切に管理しなければならな いという需要(必要性)があるものの、そう した需要に対して成年後見制度が十分に対応 できていないという制度上の不備(一旦後見 人が選任されると後には基本的に変更が不可 とされる等、硬直的で柔軟性を欠く制度)が、 近時の民事信託の利用増加につながっている という側面は否定できないであろう(27)。他 方、それとは対照的に、そもそも情報提供者 による情報銀行への需要があまり期待できな い(少ない)ところに、さらに銀行法や個人 情報保護法等の厳格な規制が多く存在するた めに、情報銀行ビジネスが隆盛を欠いてしま っているという構図が浮かび上がってくる。

そもそも、信託銀行には、主たる法律だけでも、会社法、銀行法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等多くの規制が存在しており、さらに下位の命令、規則、そして、情報銀行ビジネスに関連して「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」⁽²⁸⁾その他各種ガイドラインや(実務)指針等の類いも含めると、膨大な数に上ってしまう。これらに加えて、情報銀行ビジネスを営むためには、(任意ではあるが)前出の認定指針・認定基準が適用されることとなる。

5. 改善策

上記「4. 課題」において(1)から(3)に掲げた問題点につき⁽²⁹⁾、以下(1)から(3)において各々の改善策を順次検討していく。

(1) 信託法理

個人情報提供者の「無関心」を克服し、情 報銀行へ提供されるデータを充実させるため に、信託法理を活用する見解がある。すなわ ち、情報銀行が直面する課題として、提供さ れるデータの値付け問題の存在(30)、データ を提供することによって生じ得るリスクが不 明(31)、情報提供者が真に望むリターンの把 握(32)、情報を提供することのメリットを実 感できるか⁽³³⁾、4条件(提供者が実感でき るメリットの存在・複数団体の合意形成・提 供者による主体的行為の確保・プライバシー 面での安心感の確保)の充足(34)等の様々な 意見を集約し、「パーソナルデータを提供す るインセンティブをより高める必要があるこ とが抽出される」としたうえで、このインセ ンティブを高めるために、「(情報) 提供者の プラットフォーム (例えば、情報銀行) への 信頼をより高めること」が必要であり、それ には信託法理を活用すべきであると主張する 見解がある⁽³⁵⁾。この見解は、現在の情報銀 行ビジネスが、プラットフォーマーと情報提 供者との間で締結される委任契約に基づいて いる点において、情報提供者の保護が信託法 上の忠実義務の規定が適用される場合よりも 弱い点を懸念し、「日本法の下では、日本版 信認義務ともいうべき忠実義務がプラットフ ォーマーに課されることとなる仕組みを構築 することが、提供者のプラットフォーマーへ の信頼を確保するためには望ましい」とす る⁽³⁶⁾。

そもそも、忠実義務の存否・程度との関連 で委任契約の点を議論することの実益の有無 については疑問もあろうが、情報提供者の保 護を強化することは、プラットフォーマーへ の情報提供のインセンティブを高めることに なるという点には異論がないであろう。

(2) データポータビリティ

仮に、個人情報提供者の「無関心」が克服されたとしても、いざ情報提供しようとした際に「不便」を実感してしまうようでは、情報提供者となる個人が増加していくことはないであろう。この点に関して、個人情報保護法は2022年の改正によって、事業者に対する請求権や利用停止など個人の権利が強化されると同時に、仮名加工情報等データの利活用に関する規定も新たに加わったことで、Society5.0と称されるデータ駆動社会を目指す姿勢が明確になったと一定の評価がなされている⁽³⁷⁾。

確かに、同法の規定(令和6年4月1日施 行)によれば、個人情報取扱事業者に対する 開示請求権(33条)、訂正等請求権(34条)、 利用停止等請求権(35条)が認められてはい る。しかし、EUにおけるGDPR (General Data Protection Regulation、一般データ保 護規則) 20条は、データ主体が管理者へ提供 した当該データ主体に関する個人データにつ いて、構造化され、一般的に利用され機械可 読性のある形式で受け取る権利だけでなく、 さらに進んで、当該データを、当該データが 提供された管理者の妨害なしに、他の管理者 に移行する権利まで認めているが、翻ってわ が国の個人情報保護法には、そのようなデー タポータビリティ権に相当するデータ主体の 権利は(現在も) 認められてはいないのであ る⁽³⁸⁾。

このデータポータビリティに関しては、官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ「官民データ活用推進基本計画実行委員会 データ流通・活用ワーキンググループ 第二次とりまとめ」31頁以下(令和元年6月)(39)において一定の議論がなされてはいるものの、EUにおける

GDPR のように「当該データを、当該デー タが提供された管理者の妨害なしに、他の管 理者に移行する権利 | を認めるまでには踏み 込んでいない。しかしながら、「……パーソ ナルデータを保有している多くの企業にとっ て、情報銀行にパーソナルデータを提供する インセンティブが用意されていないのが実情 である。そのため、……パーソナルデータを 保有している企業との連携に苦労している ……。しかし、個人の指示によって、企業が 保有するパーソナルデータを無償で情報銀行 に提供することが可能となる、EUのような 『データポータビリティ権』が日本において も個人情報保護法等で定められると、今後の 情報銀行関連のビジネスが一気に拡大する可 能性がある | と言える以上は(40)、EUのよう なデータポータビリティ権の確立が強く望ま れるところである。

なお、モデル約款では、利用者の指示に従い、第三者(提供元事業者)から個人情報を取得することも許容されているが、改正銀行法10条2項20号において情報提供業務が「顧客から取得した当該顧客に関する情報」と規定されていることから、外部機関から入手した情報を提供することが含まれるか、議論があり得よう。この点、「少なくとも利用者が情報銀行に対して情報提供を委託している以上は、他の要件を充足する限りにおいて、利用者からの提供とみなして情報提供業務に含まれる」と解すべきである(41)。

(3) 実質的代替性

上記(1)(2)においては、情報提供者個人の立場からみた場合の課題に対する改善策を論じてきた。ここ(3)においては、情報銀行ビジネスを展開する銀行本体からみた場合の課題に対する改善策を論じる。一番の課題は、上述した通り多岐にわたる複雑詳細なレギュレーション対応の煩雑さである。すなわち、銀行が情報銀行を営む場合、個人情報の取得や第三者提供を伴うため、個人情報保護法のみな

らず、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインをも遵守する必要がある⁽⁴²⁾。この点、「情報銀行が、自社が別途行う金融業務(例:銀行業務、信託業務、貸金業務)において得た顧客に係る個人情報を、情報銀行業務のために用いるのであれば、金融分野ガイドラインの適用がありそう」として、同ガイドラインの適用を限定的に解する見解⁽⁴³⁾もあるが、信託銀行が情報銀行ビジネスを営む場合には、通例「金融業務……において得た顧客に関わる個人情報」を利活用することが想定されるであろう。

個人情報保護法の体系に加えて、さらに各業法の体系(銀行法—施行規則—監督指針等)で個人情報の安全管理が求められている趣旨は、銀行業務の公共性等に鑑みて、その健全かつ適切な運営を確保するという点にあるが、具体的な措置の内容は、監督指針等において基本的に故人情報保護法の体系で求められている内容を準用する形になっている(44)。こうした対応を、情報銀行ビジネスに関連する様々なレギュレーションの全体につきそれらの実質的代替性の有無を考慮して、広範に及ぼしていくことも一考の価値があると解する(45)。

6. 今後の展望

柳川範之教授は、「……日本は法制度(個人情報保護法、筆者注)上可能な範囲ぎりぎりのところを、事業者は全然やっていない。相当、事業者は萎縮してしまって、本来ならできることの2割ぐらいしか個人情報を使っていないのではないか。これはもったいないと思うので、改良すべきビジネスモデルの一つであると思う」と率直な感想を吐露される(46)。法令遵守(コンプライアンス)の重要性は決して否定できないが、事業者を過度に委縮させるような状況があるとすれば看過すべきでないであろう。

本稿の考察の対象である情報銀行ビジネス

において、果たして「事業者が委縮して」いるのかどうか、当事者ではない筆者には知る由もないが、「あと数年以内に普及しなければ、情報銀行はニッチビジネスで終わるでしょう」との当事者の発言(47)からは、「事業者が奮闘して」いる様子が伺える。情報銀行ビジネスの盛況を願いつつ、最後に本稿冒頭で紹介した「信託銀行が情報銀行を始めるのは歴史的価値がある」との識者の発言を再度ここに引用して、本稿を終わりたい。

謝辞

本稿は信託研究奨励金による研究成果である。ここに記して謝意を表する。また、本稿の執筆にあたり畠山久志氏並びに田中和明氏より貴重な意見を頂戴した。ここに記して謝意を表する。なお、あり得べき誤解については筆者に責任があることは今更言うまでもないことである。

【注】

- (1) 日本経済新聞2021年10月7日朝刊16面。 近未来バリューチェーン研究会において、「『利用者自身による個人情報の一元化』 というテーマが柴崎亮介氏……より提示され、これが現在の情報銀行につながる起点 になっている」という(坂下哲也「信頼に 基づくデータ流通の基盤に関する考察―情報銀行などの取組みを題材にして」畠山久 志監修=後藤出編『デジタル化社会における新しい財産的価値と信託』239頁(商事 法務 2022年))。
- (2) 星治「情報と信託―信託銀行が情報を扱う意義」信託フォーラム19号74-75頁 (2023 年4月)。

なお、「受託者に個人情報の利用を許可するという形で、情報の信託は可能だと考えられ」ている(能見善久「人生100年時代の資産の管理・承継 ―信託を活用する―」駒村康平編著『みんなの金融 良い人生と善い社会のための金融論』235頁(新

泉社 2021年))。

詳しくは、前掲脚注(1)・『デジタル化社会における新しい財産的価値と信託』に所収の、後藤出「データと信託」330頁以下、田中和明「データに関する信託の活用」361頁以下を参照。

- (3) 内閣官房 IT 総合戦略本部データ流通環境整備検討会 AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ「AI、IoT 時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間とりまとめ」 9 頁。
 - https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/data_ryutsuseibi/dai2/siryou2.pdf
- (4) 情報信託機能の認定スキームの在り方に 関する検討会「情報信託機能の認定に係る 指針 ver1.0」7頁。
 - https://www.soumu.go.jp/main_content/000607546.pdf
- (5) 佐藤有紀・小山健太「実務解説 情報銀行を通じた情報取得と利活用における法的留意点」Business Law Journal 2019.10 73頁。
- (6) 同上74頁。
- (7) 週刊東洋経済2024年2月10日特大号55頁。
- (8) 一般社団法人日本 IT 団体連盟のホームページ(https://tpdms.jp/certified/、2024年8月31日訪問)によると、「現在 通常認定の事業者はございません」とされ、P認定(「情報銀行」サービス開始に先立って立案した計画、運営・実行体制が認定基準に適合しているサービスであることを認定する)の事業者についても2社にとどまっている(過去の認定事業者は6社である)。

個人の信用力を点数化し個人がお金を借りやすくする人工知能(AI)融資の仕組みを目論んだ、みずほ銀行とソフトバンクによる共同事業(Jスコア)が解消されることが報じられた(日本経済新聞2022年12

月13日朝刊 9 面)。「個人情報を集めて売る ビジネスモデルが、社会からの信用に重き を置くメガバンク出資の会社にはなじま ず、情報銀行サービスを始めることができ なかった」とされる(同上)。

また、三菱 UFJ 信託銀行は、2021年7月に開始したスマートフォンアプリで利用できる情報銀行サービス「Dprime」を、2024年5月に終了すると発表した(日本経済新聞2024年2月20日朝刊9面)。「想定より利用者が伸びず競合する既存のサービスとの違いを打ち出すことが難しいと判断した」という。同サービスは、「遺言管理などを担ってきた信託銀行のノウハウを生かす」(三菱 UFJ 信託銀行経営企画部デジタル企画室・大沢賢輝氏)として開始されていた(読売新聞2021年9月1日朝刊6面)。なお、三井住友信託銀行は、2019年6月21日に「データ信託」サービス(仮称)がP認定されている。

- (9) https://www.soumu.go.jp/main_content/000497674.pdf
- (10) この点、「金融業法によって免許等の規制を受けている銀行等の金融機関は、社会的信用度が高いので認定を受ける情報銀行とならなくとも、一定の体制整備による情報銀行業務が可能である」との主張がある(畠山久志「情報銀行の銀行法および金融商品取引法等の取扱いについて一業務範囲の改正:例示付随業務の追加」畠山久志監修=後藤出編『デジタル化社会における新しい財産的価値と信託』315-316頁(商事法務 2022年))。
- (11) https://www.soumu.go.jp/main_content/000607546.pdf
- (12) https://www.soumu.go.jp/main_content/000649152.pdf さらに、2023年7月に総務省・経済産業省が公表した「情報信託機能の認定に係る指針 ver3.0」
 - (https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu06 02000358.html) にお

いては、医療情報についても一定の範囲で 提供が可能な「健診等情報」に該当すると 改定された。この改定を受けて、「個人の 病歴やアレルギー、薬の使用歴などのデー タを匿名加工せずに扱うことが可能にな る」として「新しいサービスの創出」を期 待する声が上がっている(「『情報銀行』扱 うデータ範囲拡大 総務省が指針案 | 読売 新聞2023年3月16日朝刊11頁)。「医療(版) 情報銀行 | に関する取り組みについては、 例えば、三井住友銀行によるもの(「患者 と医師 つなげる『銀行』 | 読売新聞2023 年12月20日大阪朝刊5面)や地方公共団体 によるもの(「医療情報『デジタルで共有』| 読売新聞2023年11月11日朝刊24面)等を参 昭。

- (13) 以上、吉田和央「論説 情報銀行の意義と金融機関にとっての可能性—FinTechや InsurTech との関係も含めて—」金融法務事情2131号26-27頁。
- (14) 森田弘昭『情報銀行ビジネス参入ガイド 利活用ビジネスから事業参入まで』61 頁 (翔泳社 2020年)。
- (15) 今回の銀行法改正後においても、金融機関が個人情報を取り扱う際に、個人情報保護法令の適用を受ける点に変更はない(小森卓郎・岡田大・井上俊剛監修=守屋貴之・鈴木善計・小澤裕史・大野由希・荒井伴介・岡村健史編著『逐条解説 2019年資金決済法等改正』37頁(商事法務 2020年))。
- (16) 金融審議会金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」(2019年1月16日)。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116/houkoku.pdf
- (17) 銀行・信託銀行が情報銀行業務を行う際には、「かなりのシステム投資等を必要とする」ことを根拠に、「本業への悪影響を与える可能性」を指摘するのは、中崎隆・安藤広人・板倉陽一郎・永井徳人・吉峯耕

- 平『データ戦略と法律 攻めのビジネス[改 訂版]』256頁[中崎隆](日経 BP 2021年)。
- (18) 荒井伴介・野口雄司・本間晶・末広賢司・政平英雄・小宮山圭介「『情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律』の解説 一情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた制度整備一」金融法務事情2122号45頁。
- (19) 同上46頁。
- (20) 同上48頁。なお、銀行法の情報提供業務の定義は、銀行業高度化等会社(銀行法16条の2第1項12号の3)において許容されている業務よりは、その範囲が限定されている。
- (21) 同上45頁。
- (22) 田中智之「業務範囲規制の緩和による 銀行の新ビジネス―保有情報の第三者提供 業務と銀行業高度化等会社―」金融法務事 情2132号44-46頁。
- (23)「第一人者が見通すデータビジネスの未来 情報銀行はどこへ行くのか」週刊ダイヤモンド2020年4月18日号92-93頁(花谷昌弘 NTT データ金融事業推進部デジタル戦略推進部部長発言)。
- (24) 前出の官民データ活用推進基本法12条においても、「個人に関する官民データ」を「適正に活用する」ために、個人は単に「関与する」ことができるにとどまり、データを活用するにあたってその積極的な主体たる地位を認めていないように読める。
- (25)「20~69歳の男女を対象とした総務省の 調査(2017年)によると、データ提供に不 安感を持つと回答した人は84.1%にも達し た」と報じられている(読売新聞2020年2 月16日朝刊17面)。
- (26) 総務省(2020)「データの流通環境等に 関する消費者の意識に関する調査研究」に 基づくと、「我が国の消費者は、パーソナ ルデータの提供に当たって、データを提供 していることを認識していない者も含め、

- 他国の消費者に比べて比較的慎重であるといえる。また、プライバシーやデータ保護に関する規制やルールについても、日本の回答者は安心・安全を重視している傾向が他国よりも一段と強い」ことが分かる。
- https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd133410.html
- (27) 拙稿「金融ジェロントロジーと信託」(公益財団法人トラスト未来フォーラムホームページ、https://trust-mf.or.jp/pdf/other/paper/201909.pdf) を参照。
- (28) 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(令和6年3月 個人情報保護委員会 金融庁)
 - https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kinyubunya_GL/
- (29) その他にも、これまで行われてきた数々の実証実験を通じて、情報銀行サービスを継続的に運営していくための「収益モデル」をいかに確立するのかという点も大きな課題であることが判明している(佐々木隆仁・春山洋・志田大輔『MyDataエコノミー パーソナライズと情報銀行』44-45頁(日経 BP 2020年))。この点は、唯一の正解が存在するとは思えないので、各事業者がその置かれた状況等を踏まえて、引き続き試行錯誤を繰り返す必要があろう。
- (30) プラットフォームビジネス研究会「デジタル・プラットフォームビジネス研究の 最前線・1 パーソナルデータ取引の倫理 的・法的・社会的課題(上)」法律時報93巻 5号112頁(2021年5月)(荒川伸一報告)。
- (31) プラットフォームビジネス研究会「デジタル・プラットフォームビジネス研究の 最前線・2 パーソナルデータ取引の倫理 的・法的・社会的課題(下)」法律時報93巻 7号88頁(2021年6月)(千葉恵美子発言)。
- (32) 同上89頁(落合孝文発言)。
- (33) 落合孝文「情報銀行のみがデータ利活 用の『器』ではない」週刊金融財政事情 2018年12月17日号24頁。

- (34) 福岡泰彦「個人データ利活用における 課題と展望」畠山久志監修・後藤出編『デ ジタル化社会における新しい財産的価値と 信託』275頁(商事法務 2022年)。
- (35) 後藤出「パーソナルデータの利活用と信託」信託フォーラム19号(2023年4月)66-67頁。これらの他にも情報銀行的な事業が確立していない要因として、「個人情報が、本人が希望しない事業に利用される懸念」や「ベネフィットを享受する主体が個人(本人)ではなく事業者であるとの認識が払拭できない」ことを挙げる見解もある(福岡泰彦・関忠雄「社会に必要な『情報の信託』とは一信託銀行に求められる個人情報管理におけるフィデューシャリーとしての役割について」信託フォーラム19号73頁(2023年4月))。
- (36) 同上68頁。なお、「日本版」ではない「本場アメリカ合衆国における」信認義務(フィデューシャリー・デューティー)の展開と私見については、拙稿「『信託型従業員持ち株制度』(日本版 ESOP)の導入に向けて一わが国の商法、信託法、会社法、金融商品取引法上の諸論点とアメリカ法の視角一」信託研究奨励金論集第32号71頁、拙稿「ERISA(従業員退職所得保障法)における受託者責任について」信託研究奨励金論集第23号1頁を参照。
- (37) 坂下哲也「『信託』から見た『情報銀行』 の取組み」信託フォーラム19号60頁(2023 年4月)。
- (38) 渡邉雅之『GDPR―EU ―般データ保護規則― 法的リスク対策と個人情報・匿名加工情報取扱規程』256-258頁(日本法令2019年)。ここに「妨害」とは、「本人や新しい管理者の個人データへのアクセスや再利用を困難にするために元の管理者がなんらかの障壁を設けることを指し、法的なもの、技術的なもの、経済的なものなど」が含まれる(小向太郎・石井夏生利『概説GDPR―世界を揺るがす個人情報保護制

度』90頁 (NTT 出版 2019年))。

- (39) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/detakatuyo_wg/pdf/report.pdf
- (40) 花谷昌弘·前田幸枝『情報銀行のすべて』 50頁(ダイヤモンド社 2019年)。個人情報保護法の改正については、課徴金制度の導入を巡って関連業界団体等が強く反対する様子が近時報じられたが(読売新聞2024年10月23日朝刊13面)、同制度の導入に理解を示す関連企業もあり、必ずしも一枚岩でないことが看取できる。データ保護体制整備がデータポータビリティ権確立の前提条件であることを踏まえれば、データ保護体制整備を促進する効果が見込まれる課徴金制度の導入に反対する理由はないであろう。
- (41) 落合孝文・谷崎研一「特別解説 金融機関と情報銀行 ―データ流通ビジネスを理解する―」銀行法務21 No.846 (2019年9月号) 13頁。
- (42) 畠山久志「銀行法の基礎講座 第75回 銀行業務範囲の改正(例示付随業務の追加)

- 一情報提供業務と情報銀行の関係について一 | New Finance 2020年4月号53頁。
- (43) 中崎隆・安藤広人・板倉陽一郎・永井 徳人・吉峯耕平『データ戦略と法律 攻め のビジネス〔改訂版〕』256頁〔中崎隆執筆〕 (日経 BP 2021年)。
- (44) 金融機関における個人情報保護に関する Q&A (令和5年3月 個人情報保護委員会事務局 金融庁)(問IV-2) https://www.fsa.go.jp/common/law/hogo ga3/00.pdf
- (45) 個人情報の安全管理等に大きな問題があるような組織に、銀行法上の免許や兼営法上の認可が下りるとは考え難いのではないか。前掲脚注(8)において三菱 UFJ 信託銀行の Dprime に言及したが、同サービスは日本 IT 団体同盟による通常認定も P認定も受けていないものの、個人情報の安全管理等に何か重大な問題があったとは聞かない。
- (46) 柳川範之「FinTech とこれからの信託 ビジネスのあり方(2)」信託273号127頁。
- (47) 前掲脚注(23)·93頁(花谷昌弘発言)。

(おがわ・ひろゆき)